

水戸地方裁判所委員会（第9回）議事概要

（水戸地方裁判所委員会事務局）

1 開催日時 平成18年12月12日（火）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室

3 出席者 （委員）

荒木真人，飯塚和之，池田數和，石渡千恵子，一宮なほみ，
佐谷道浩，志田博文，園部久子，友末忠徳，中泉弘子，野口芳男，
林正彦，松本治郎，渡邊昭，（敬称略）（村上正子委員は欠席）

（事務局等）

五十嵐篤実事務局長，林亨民事首席書記官，
赤坂清貴刑事首席書記官，富澤誠事務局次長，
田中正明民事次席書記官，河本泰彦刑事次席書記官，
柳谷守昭総務課長，竹村彰修総務課課長補佐

4 テーマ

- (1) 犯罪被害者支援に対する裁判所の取組について
- (2) 裁判員制度の広報活動等について

5 配布資料

- (1) 犯罪被害者支援に対する裁判所の取組について
- (2) いばらき被害者支援センターについて
- (3) リーフレット「犯罪によって被害を受けた方へ」
- (4) 性犯罪被害者への産婦人科としての対応
- (5) 裁判員制度広報活動一覧表

6 議事

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 犯罪被害者支援に対する裁判所の取組について

別紙第1のとおり

(発言者： は委員長， は学識経験者， は裁判官委員， は法曹委員)

(3) 前回以降の裁判員制度広報活動等について

別紙第2のとおり

(発言者： は委員長， は学識経験者， は裁判官委員， は法曹委員)

(4) 次回テーマ及び次回期日

次回テーマは「法教育」とし，次回期日は，追って指定とする。

(別紙第1)

××委員の方から御提案がございました「犯罪被害者支援に対する裁判所の取組について」というテーマを取り上げたいと思います。まず、××委員の方から、趣旨説明及び弁護士会の取組等について御説明をお願いいたします。

今回、このようなテーマを設定させていただきました理由に関しましては、お手元にご 있습니다 提案理由記載のとおりなんですけれども、基本的には、平成16年12月に犯罪被害者等基本法が成立し、既に平成17年4月から施行されておりまして、平成12年12月27日には基本計画案のとおり閣議決定がされているという社会的な情勢があることに加えまして、実際の刑事手続の中でも犯罪被害者に対する背景に関する立法も平成12年にはなされておりまして、そのような制度が現時点でどのように運営されているかということを経験にお伺いして、色々皆さんの御意見を伺いたいというのが1つの提案理由です。

もう1つ、今年の4月に設立された日本司法支援センター、法テラスにおいても犯罪被害者支援が掲げられまして、犯罪被害者の援助に詳しい弁護士や専門機関を紹介するということになっています。このような流れの中で、犯罪被害者が、これまで以上に裁判所に出てくるのが民事、刑事を含めて考えられる状況の中で、裁判所がどのようにこれまでの制度に関して運用がなされているのか、あるいは今後どのような措置を講ずるのかまで議論できればいいと思ひまして出題させていただきました。

弁護士会の動きなんですけれども、非常に恥ずかしながら、「犯罪被害者支援委員会」が出来たのが今年の4月です。私も若干、被害者支援等に関連してまして、何回も各年度毎の執行部に被害者支援委員会を作りましょうという話をしましたけれども、結局、弁護士の数が不足してまして、1人の弁護士が四つ位委員会を掛け持ちするという状況ですので、なかなか新しい委員会を作れなかったということが1つありまして、タイミングとして、去年私が副会長だったという

こともあるんですけども、あと犯罪被害者等基本法ができたということと司法支援センターができて精通弁護士を紹介するという制度も作らなければいけないだろうということで、今年の4月から被害者支援委員会を立ち上げました。全国的にも各単位会全部、被害者委員会ができています。精通弁護士に関しましても、名簿登載をして色々研修とか行い、今22人の名簿登載をしております。ですから、支援センターから犯罪被害者の弁護士を紹介して欲しいと来た場合には、直ちに動ける体制になっております。これを提案したのが、被害者支援センターが出来上がる前の5月頃だと思いますので、現時点で出来上がった数字が出ていますので紹介させていただきます。10月13日現在とちょっと古いのですが、茨城県では精通弁護士紹介1人です。全国的にもまだ数が少なくて開業以降2週間現在で6人程度になっています。ただ、10月いっぱいまで含めてみますと累計としては14件程度になっておりまして、我々が考えている程、まだ多くはないというのが実情です。ただ、それは精通弁護士を紹介して欲しいという依頼がその程度ということで、法テラスでは犯罪被害者支援の専用ダイヤルというのを別回線設けまして被害者プロパーで対応しているという状況ですが、その事前状況が10月中では犯罪被害者支援ダイヤルにかかってきたのがだいたい1,000件程度あります。その中には、色々苦情等その他ありますので、犯罪被害者とか刑事事件関係の問合せというのは、約400件程度ですので、まだまだこれから需要が伸びていくと思いますので、犯罪被害者等に関して件数的にはまだ少ないですけども、裁判所でこれからの運用とか現状の運用とかを議論していく必要性は、やはり否めないのではないかとこのように思っております。

ありがとうございました。今、××委員の方から提案の趣旨や犯罪被害者を取り巻く状況等について分かり易く御説明いただきました。茨城は、ボランティアが運営する国内初の被害者支援組織が発足した地でもあります。

続きまして犯罪被害者を援助する活動等について、茨城犯罪被害者支援センターの理事もされている××委員の方から支援センターの取組等について御説明い

ただきたいと思います。よろしく申し上げます。

茨城被害者支援センターの理事を務めさせていただいておりますので、若干、その活動内容等御紹介させていただきます。茨城県には常磐大学の諸沢理事長という国内でも被害者支援の学問で権威者がいらっしやいまして、その方の色々な活動が1つのきっかけになりましてこの支援センターの立ち上げができたのだらうと思っております。1995年に設立をされました。××委員から御紹介ありましたが、民間組織としては全国でも一番早い設立ということになっていると思っております。今年で11年を迎えております。かつては電話相談が多かったのですが、最近では、直接支援ということで裁判に証言をされる被害者、被害者の御家族を直接的に支援をするようなボランティア活動等も活発にやっております。大変、活動の輪というのは広がっておりまして、内容が年を追う毎に充実しているというように我々は受け止めておりますが、その一方で、財政的に大変苦しい状況になっております。今、日本財団から、年間500万から600万の間位、助成をいただいておりますので、何とかそれが大きな支援になってきちんとした活動ができているのだらうと思っておりますが、それがひょっとすると本年度いっぱい切れてしまうということになりますと、県内の色々な組織の皆様方、企業個人の皆様から支援をいただかないと、この活動が続けられないということでちょっと危惧をしております。今、組織の中に財務委員会というのを立ち上げまして、何とか資金援助をいただけるような方策を考えようじゃないか、各方面に募金を呼びかけるというようなことをやっていこうと準備をしております。茨城被害者支援センターの一番の特徴と言いますと、独立性があることだと思っております。他の県の支援センターをみますと多くが警察本部なり各警察署の助成を受けて活動していると、表現が良くないかもしれませんが、警察のひもつきになっている部分があります。そうしますと、どうしても警察の影響を受けて、独立性のある、被害者の立場になって色々な支援をするという活動がちょっと制約をされる部分があります。茨城支援センターの場合には、申し上げたとおり独立性を保って警

察と一線を画しているというところで、より内容の充実した活動ができるのではないかと受け止めております。新聞社の宣伝になって大変恐縮なんですけれども、1990年に先程申し上げました諸沢理事長との関係等もありまして、マスコミが犯罪報道をするにあたって被害者に目を向けることが少ないのではないかと。もっと被害者の立場をきちんと受け止めて、記事の面でそういう対応をしていかなければいけないのではないかとというようなお話を受けまして、80回程連載をしたことがございます。これは、全国の新聞社に先駆けてこのような対応をいたしまして、その中身については新聞協会でも大変高い評価をいただきまして新聞協会賞応募もしたのですが、残念ながら落選いたしました。それがきっかけになりまして、新聞社あげて被害者支援ということで動こうということになりまして、初代の被害者支援センターの理事長は手前どものかつての社長、会長を務めた後藤武一郎がやらせていただきまして、新聞社離れた段階で現在の富田信穂さんという常磐大学の大学院の教授をなさってらっしゃる方が2代目の理事長ということで活動をしていただいております。そういう関係で私も入らせていただいているということですが、色々な面で皆様もこのセンターの実情というものを御承知いただきたいと思っております。法律のお話は、先程××委員からお話ございましたが、犯罪被害者等早期援助団体にこのセンターも指定されております。これは、県の公安委員会が指定をしてくださるのですが、法的にもきちんと位置づけをされているということで、この指定を受けて活動がよりやりやすくなったという部分もあると思っておりますので、その点についても御理解をいただければと思っております。お手元に支援センターで用意したパンフレット類がございますので、これをお目通しいただくとお分かりになると思っております。機関誌も出してありまして、こんな活動もしているということでお読みいただければ大変ありがたいと思っております。

ありがとうございました。支援センターの取組等について御説明いただきました。次に、検察庁や裁判所が、犯罪被害者に対してどのような配慮をしているのかという点につきまして説明していただきたいと思っておりますが、まず、検察庁の取

組について××委員にお願い致します。

検察庁の取組なんですが、お手元の方に1枚だけですが、被害者支援員活動状況調べというのをA4の横でお配りしていると思います。検察庁の方は、実際に刑事事件として裁判になった事件、それから警察の方で事件性があるということで検察庁に送致してきた事件で不処分になった事件等いわゆる刑事処分に関係した事件がきております。それに対して検察庁独自のものとしては、ここに書いてある犯罪被害者支援員という方を設けておりまして、この方に被害者に対する対応策を色々としていただいているというのが現状です。見てお分かりかと思いますが、一番右の方に平成17年4月から平成18年11月までということで、ここ1年半位の犯罪被害者支援員の活動状況について具体的な内容を書いていますので見ていただくのが一番早いと思ってお配りしました。犯罪被害者支援員というのは元検察庁の職員であった人達が主なんですけれども、各検察庁にだいたい2人から多いところで5人位の方を3交替位で配置しておりまして、そこに書いてあるように被害者支援を求めて来庁した方への対応それから電話等での被害者支援の相談にあたっております。件数ですがこれは水戸地方検察庁の取扱件数ということで御理解ください。見てお分かりのとおりなんですけれども、主に電話での被害についての相談が一番多いわけですが、それ以外にも実際に来庁されて色々な情報提供を希望されたり、法廷への付き添いを求められたりあるいは証拠品の返還等の関係で色々問合せがあったりというような状況になっております。ちょっとお分かりにくいと思いますので簡単に説明しますが、犯罪被害者の支援は、検察庁だけでなく広く先程もあった民間の方々の団体を始め警察の方でも支援員みたいなものを設けてやっております。それから、後で御紹介あると思いますが、裁判所の方でもやっているということで色々な各機関がそれぞれ支援体制を組んでいるのですが、検察庁の方でやっている支援体制というのは、先程言ったように実際に裁判になった事案についての被害者の裁判に対する対応あるいは裁判記録これに対する対応というのが主です。ごく限られた

一部になりますのでそれは御理解ください。犯罪被害者の相談内容の主なものというのは、検察庁にくるのはこういった被害はどこにどうやって訴えたらいいのかというようなこととか告訴や告発ができるのかというのが主でして、被害をどうやったら救済してもらえるのかというのは比較的少ない状況にあります。検察庁の性格上そのようになると思います。それ以外の相談ということになると実際の裁判で自分達はどういう取り扱われ方をするのかあるいは今後被害者としてですね、事案が事案ですので簡単に言いますと悪いことをした方は刑務所に入りますが、いずれ出てくるということもあるんですね。そうした時にいつ出てくるのかそういったときにどう対応したらよいかというような相談ですね、そういったものが主になります。そういった点を含めて支援員の方が説明をします。それ以外に実際の裁判を運営している場合は、各担当検察官が直接被害者とお会いして話を聞いていることが多いので、そういった点では検察官も一緒に入って例えば法廷でどういう裁判が行われるかの説明それから処罰の見込等というのも場合によっては説明するというも行っております。そういったのが検察庁の主な犯罪被害者の支援活動ということになります。

続きまして、裁判所の取組について刑事裁判・民事裁判両方あるのですが、どのような配慮をしているかということにつきまして××委員、××委員から説明をお願いします。まず、××委員からお願いします。

刑事事件において被害者に対してどういう配慮をしているかお話いたします。

最初に、訴訟手続における配慮について申し上げます。まず、性犯罪にかかる起訴状朗読に際しては、検察官の方から被害者の氏名を読み上げないで単に「被害者」あるいは「被害女性」としたい旨、そういった申し出があることが多く、そのような場合には弁護人の意見を確認した上で氏名を読み上げないという運用をしております。また、検察官の冒頭陳述に際しても同様の配慮がなされています。そして、そのような事件の判決宣告に際しても、被害者の氏名は読み上げずに単に被害女性としております。

次に、被害者に対する証人尋問についてですが、これは平成12年の刑事訴訟法改正で新たに3つの制度が設けられました。1つは付添いの制度です。これは、証言するに際しての不安や緊張を付き添いの方によって和らげていただくという制度になります。

2つ目は遮へいの措置。被告人と証人、傍聴人と証人これが相互に見えないようについでを立てて証言しやすい環境を作るという方法になります。

3つ目がビデオリンク方式。これは、法廷という場所が証人に大きなストレスを与えるという場合に、法廷ではない別室にビデオ装置を設置してビデオを通じて証人尋問を行うという方式になります。

こういった3つの制度があるのですが、水戸地裁管内においてこれらがどのように行われているか、概数を申し上げます。これは、ここ5年間の概数になります。まず、証人尋問に際して付添いの措置がとられた証人の数は、5名になります。それから遮へいの措置、これは約100名になります。ビデオリンク方式につきましては、10名という数字がでています。これらは、条文上要件がございますので、要件の存否を審査した上で当事者の意見を聴いた上で決定するという形になります。

更に被害者あるいは遺族の方の意見陳述という制度もできておりますので、この点についてもお話ししたいと思います。これは、被害者ないし遺族の方が法廷で直接意見を述べることができるという制度ですが、これもここ5年間の概数を申し上げます。公判廷に出廷して被害者あるいは遺族の方が直接意見を陳述した合計数が94名でございます。それから公判廷までは出たくないあるいは出られない、代わって書面を提出して意見陳述にかえたいというケースもございます。そういったケースがここ5年間で合計28名ございました。更にこの意見陳述に際しては、証人尋問と同様に付添いの措置あるいは遮へいの措置をとることもできます。そういったものが行われた数も申し上げます。意見陳述に際して付添いの措置がとられた被害者等の数は2名でございます。更に意見陳述に際して遮へい措

置がとられた被害者の数これは3名ございます。これも5年間での総数です。今申し上げたのが訴訟手続における被害者の方に対する配慮の現状ということになります。

更に被害者の方に対して裁判所がどういうところで対応しているかということについてお話いたしますが、これは刑事の訟廷事務室を窓口ということにしております。一番相談の多いのは記録の閲覧謄写に関する手続教示というように聞いております。訟廷事務室には、お手元にお配りした「犯罪によって被害を受けた方へ」というパンフレットを備えおきまして手続教示に用いています。どういった制度があるのかと申しますと、そのパンフレットに記載がありますように優先傍聴、それから記録の閲覧謄写それから付き添い、ビデオリンク意見陳述それから刑事和解そういった諸制度について記載があり、またそういったものについて手続教示を行っております。

更に裁判所において被害者支援について研修等行っているかどうかという点ですが、これは特にそういった被害者支援ということに対象を絞った研修というのは現状ではありません。ただ、犯罪被害者等基本計画が策定されたことを受けまして犯罪被害者の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるため本年度は各地裁において被害者支援に関する外部有識者等の意見交換等を行うとされてまして水戸地裁におきましては、今年の10月24日、先程お話が出ました常磐大学の富田教授それから茨城被害者支援センターの照山事務局長の2人を講師としてお招きして研究会を開催しました。この研究会には、水戸地裁管内の多数の裁判官、職員、更に修習生の参加も得て、非常に有意義な研究会を持つことができました。特に、我々がなかなか気付かない被害者の方々からの視点というものがございまして、そういったものを改めて知るいい機会になったと考えています。

続きまして、××委員お願いします。

××でございます。民事裁判について御紹介させていただきます。訴状等に当事者の住所として実際の居住地の記載を求めるということになると、原告が

いわゆるお礼参り等を恐れて、損害賠償請求訴訟の提起をためらう要因となる虞があります。そこで、従来も訴状等における当事者の住所の記載については、原告の実際の居住地が、被告あるいは第三者に知られることにより原告の生命あるいは身体に危害が加えられる虞が予想される場合等、実際の居住地を記載しないことについてやむを得ない理由がある場合で、その場所に連絡すれば原告に連絡が付く場所等が記載されているときには、原告の実際の居住地を記載することを厳格には求めないということ等の取扱をしまりました。そこで、犯罪被害者等から加害者等に実際の居住地を知られると危害を加えられる虞がある等、実際の居住地を記載しないことについてやむを得ない理由がある旨の申出がされた場合には、訴状等に実際の居住地を記載することを厳格に求めることはしないという運用をしております。実際にも当庁で、訴状における原告の住居表示部分に訴訟代理人の事務所を表示した訴状あるいは訴訟委任状も同様ですが、それを受け付けたという例もございます。

なお、訴訟代理人がついていない場合には、訴状等作成した司法書士あるいは場合によっては身内親戚等の事務所とか住所を表示するということも柔軟に考えられるのではないかと思います。

民事訴訟の場合は、刑事訴訟と違いまして、まだ遮へい装置それからビデオリンク方式の尋問、付添人のような措置についての規定は、現在のところございません。私自身の経験としてこれまで、遮へい装置やビデオリンク方式の尋問とか付添人のような措置を講じたということはありません。これは個人的な考えですが、犯罪被害者等がその供述の際に、被告から圧迫を受けている、これは刑事訴訟法の規定と同じようなものですが、精神の平穏を著しく害される虞がある場合等には、こういった措置を講ずる必要性も場合によってはあるのではないかと考えております。ただ、実際には民事訴訟の場合には、訴訟代理人がついている場合には必ずしも本人が毎回法廷に来られるという必要はありませんし、尋問に関しても場合によっては陳述書でまかなうとかそういった柔軟な運用も可能とい

うことですので、割とそういうところの運用でもかなりの程度、妥当な手続きを進めるということも出来るかと思っております。

ところで、これからは一般的な話なのですが、民事訴訟の場合、犯罪被害者が、実際、加害者に対し損害賠償請求するケースというのは、意外と加害者が未成年者であるケースが多いのです。こういった場合には、加害者の方に資力が無いということでもなかなか被害回復が難しいということも生じます。そうすると被害者の方としては、未成年者の親権者に対して監督義務違反を理由として損害賠償請求をすることも考えられるのですが、なかなか未成年者がある程度の年齢に達していると自分の行為の責任を弁識するに足る知能を備えていないとは言えないということになりまして、親権者に対する責任追及が難しいという問題がございます。その他、犯罪被害者の加害者に対する損害賠償請求の特徴としては、損害論の問題として被害者が受けた精神的損害、最近ではPTSDという問題がありますが、そういったことがあるのかどうか、あるいはこれとその行為との間の因果関係、こういったことが問題になるということもあるようです。私の感想あるいは意見は、以上のとおりとなります。

本日は、××委員の方からも資料を提出していただきましたので、その関係について御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

犯罪被害ということで大変幅が広くて、どこをどう捉えていいか分からなかったのですが、私の専門の領域とするところと考えまして、一応資料を出させていただきました。ちょっとある意味特殊な分野になってしまうので、全体論としてはちょっと難しいと思うのですが、性犯罪ということになりますと色々問題点が多くございまして、申告罪なものですから、つまり被害を受けたので罰してくれという訴えがない限りはそのままになってしまうという犯罪ですので、被害者の方が告訴告発請求というようなことをためらってしまうことも結構多い分野です。また、訴えても捕まることが少ないという分野でございまして、色々問題が大きいと思います。被害者が結果として問い詰められるような状況になりが

ちでございます。そういう意味では、被害者の支援が大変必要な分野ではないかと考えております。被害といたしましては、身体的な被害もちろん大きいのですが、心理的な被害ということもやはり大きいかと思えます。警察白書の方のグラフでございますけれども、これは全国ですけれども、検挙率だいたい7割を前後しているかと思われま。強姦の場合ですね。強制わいせつになりますと40%いくかいかないかという状況でございます。4枚目に茨城県警のデータがございます。強姦と強制わいせつにスクリーンかけてございますけれども、やはり検挙率は60%未満、強制わいせつで30%前後ということになっています。

次のページにいただきますけれども、性的な暴力と医療がどうしても関係しますけれども、一つは肉体的な影響ということで、これに関してはやはり医療の問題と思えますが、精神的な影響とか社会的な影響ということが残されております。被害の内容といたしまして、身体的なものとしては、例えば、STD、性に関する感染症の被害を被るということがありますし、望まない妊娠も可能性としては十分考えられることとなります。それから、今はやりの言葉で言えば、PTSDということで心理的な問題となります。

その先へ行きますけれども、とにかくケアの基本としては、被害者の人権を守ることにセカンドレイプをしないで欲しいということが、大きくなると思うんですね。そこに性暴力の神話という項目を一つ出しておきましたけれども、社会的な偏見と言っては大変申し訳ないのですが、女性の方が挑発をするから被害を受ける、危険の多い所へ行くから被害を受ける、あるいは性犯罪を、抑えきれない性衝動にかられて起こるもの、女性には強姦願望がある、本当にいやなら最後まで抵抗できるはずとか、女性は強姦されたら嘘をつくといったような男性側から言うと大変都合のいい説が流布されていると思えます。本当に嫌なら最後まで抵抗できるはずと言うのは、被害者の立場からみると全くひどい表現だと思うんですね。体力的にも男性と女性では大変力が違うと思えますし、恐怖心で動けない

という状況，それから殺されるかもしれないということで，結果的に抵抗できない，しなかったという状況も，裁判になると，抵抗しなかったではないかというような形になる可能性も十分あると思います。それから，強姦されたと嘘をついているのだ，犯人側から合意であるというような申立がなされることが多い，もちろん一部には本当に女性の側が嘘をついて男性をごまかして，あるいは被害を受けたと嘘をついている部分もありますので，性善説ばかりとは言えないのですが，かなりの部分は女性の方が被害を受けていると考えるべきと思うんですね。こういうものが裁判員制度になったときに判断はどうであるかということが心配されるところで，ある意味，演技力の問題というか言葉を強く上手に話せる方が有利になってしまうというような状況が危惧されるところです。

その次にいきまして，妊娠につきましては緊急避妊法という方法もありまして，妊娠しやすい時期であれば，ホルモン剤を2回服用することで予防しようという試みはなされておりますけれども，これは残念ながら100%可能なわけではありません。妊娠してしまう例も実際にございます。

実際に被害に遭われた場合ですけれども，一般的には警察経由でくるか被害者が直接くるかという2つの流れがございます。被害者が直接来院した場合には，告訴の意志があるかどうかということで警察へ連絡するかしないかということになります。告訴の意思がなければ，それなりの治療をして終わってしまうことになりますけれども，警察経由で来院された場合には，そこでも告訴の意思があるかないかということで，なかなか告訴に踏みきるとするのが難しいのが現状でございます。告訴の意思があろうとなかろうと，婦人警察官に原則としては付き添ってきていただきたいということをお願いしておりますけれども，人手の問題がありまして100%可能にはなっておりません。

一番最後のページに，先程，××委員からもお話がありました茨城被害者支援センターの中における支援のデータで，今年度の4月1日から9月30日までのデータでございます。6番に性的被害のことが書いてございますけれども，電話

相談それから直接的支援というものがございまして、直接的支援は、殆どは付添いということだと思います。色々たくさんの広い分野の中でお時間をいただいてありがとうございました。

ありがとうございました。いろいろな御意見、御報告いただいたわけですが、ここで意見交換に入りたいと思います。何か今お聞きになられたことで御質問されたいこと、あるいは御意見等ございましたら遠慮無くどうぞ。いかがでしょうか。

先程、××委員の方から刑事事件に関して報告を受けたのですが、基本的に検察庁からとか弁護士とか言わないで裁判官の方から、これは、例えば、遮へいをした方がいいのではないとかそのような配慮がなされていることがあるのかどうかということが1つお伺いしたいことと、もう1つは刑事和解制度に関する運用というもの、制度としてあると思うのですが、その辺がどの程度なされているのか、確か、私が水戸地裁管内で第1号だったと思うのですが、それ以来、一番最初といって問合せが弁護士会の中でのくるのですけれども、あまり問合せがきていないので数件程度かなと思っているのですけれども、それが本当にやるべきかどうかというところで2点。私自身の感想としては、あまりやりたくないというのが正直な話なんですけれども、いずれにしても被害者支援という考え方からすれば、いやだとしてもやらざるを得ないというところはもちろんありますので、その辺裁判所としてはどのようにお考えなのかということをお聞かせいただければと思います。

最初の御質問の点ですが、裁判所の方には積極的に付添いとか遮へいが必要だという情報がございませんので、これはやはり検察官の申し出による場合が多いというか、それ以外は今のところは無いと思います。弁護士の方からそういった申し出がなされることも少なく、ほぼ検察官からの申し出というのが実情だと思います。

それから2点目ですが、刑事和解については、ここ5年間で3例ございます。

××委員の1例を除くと2件しかないことになります。原因は色々あるのかもしれませんが、今、××委員がおっしゃったように乗り気でない弁護士が多いということでしょうか、その辺は、どうして利用されないのかこちらの方も関心がありますので、実情というか弁護士の考えをお聞きしたいと私は考えているのですが。

大変申し訳ないのですが、刑事和解について御説明をいただけたらと思います。

パンフレットにも載っています。当該事件の被告人と被害者との間で民事上の争いについて合意ができた場合には、刑事の公判期日で刑事の公判調書に和解の内容を記載して民事上の争いについても解決をするという制度になります。

パンフレットにありますように、公判調書に記載されるとどのような意味があるのかというところで、民事裁判で和解ができたのと同じ効力がありますというところで、強制執行とかそういうことができるような形の公判調書を作らなければいけないというのが基本的にありまして、今まで我々がやってきたのは、基本的に示談で簡単な文章を作って、示談できたからということで量刑資料ということで刑事事件で提出してたという経緯があるのですけれども、公判調書に記載するとなると先程言ったように、強制執行とかできるような形にせざるを得ないので、かなり民事判決書と同じような形で作らざるを得ないというところで、事細かな一字一句、私もやった経験で最初に出した案文から3回か4回裁判官と個々の字句、文言をチェックしてやった経緯がありますので、特に国選弁護でそこまでやるのかなというところもありましたので、基本的にはあまりやりたくないというのが1つです。それはあくまでも刑事弁護人の立場としてということであり、犯罪被害者の立場からすれば、公判調書に記載してもらった方が、改めて裁判をやらなくてすむというところのメリットは大きいと思いますので、その立場からすればやらざるを得ないというように思っていますので、できれば国選弁護人がやるよりも代理人がついてやった方がむしろいいのかなという意味で、これは立法論の話になってきますけれども、犯罪被害者に対する損害賠償等で公費で

弁護人をつけるべきだったというのも犯罪基本計画に入っておりますので、それは今後の問題なのかなと思っております。ただ、現状として少ないというのは、問題なんだろうなという意味では弁護人としてもそれなりには反省をしなければいけないというように思っています。

私は被害者側について刑事和解をしまして、そのケースでは事前に仮差押え、保全処分をして、実は警察も協力してくださって、被害品というかお金の横領だったのですけれども、横領したお金を横領した人間は大切に別口の預金に入れておいてくれたんですね。それを捜査官の方が、色々な形で情報提供をしていただいて、とにかくそれを使われては困るということで、仮差押えを入れておいたんですね。その上で、その事件が刑事事件になりまして、国選弁護人が相手についていたのですが、話をして公判調書で和解をして、即、強制執行を実際にしました。先程、××委員がおっしゃったように、基本的に示談をするメリットというのは、弁護人からすれば量刑に反映される、刑が軽くなるためにという形が1つはあるのですけれども、これは、公判調書でやろうと普通の簡便な私的な示談書でやろうとあまり差がないので、国選弁護人としてはあえて公判調書でやろうというインセンティブは、あまり働きません。もし、裁判官が私的な書類だと履行の可能性、分割払いで5年間だという分割払いが私的な示談書よりも公判調書でやっている方が強制力が強いので、量刑上より有利に斟酌しましょうということが、一般的なコンセンサスとしてできればですが、そうでない現状では、おそらくメリットがそれほど無いので、ただ、被害者の立場からすると、今言ったように回収できた例もあります。今のは非常に特殊なケースで、一般には多くの刑事裁判で被告人になる方は、資力がない方が多く、あえて調書を、執行できる物を作成しても、結局、刑務所に何年か行ってしまい、実益がなかなかないことから数が少ないというのが実態だと思います。それから、そういう制度があるということが一般に知られていませんし、被害者側に弁護士がつかないから少ないという要素もあるかと思えます。

他には何か，今の件でも結構ですしその他の疑問点等いかがでしょうか。

私，保護司をやっている関係上，出獄者，仮出獄者の場合，特に被害弁償は，だいたいしていないのが大半です。それは，金額よりも少年事件の場合，親が弁済しない限りは，当事者で弁済できる加害者は少ないのかなと我々は現場の中で感じて，結局，弁済ができていれば，量的にも軽減されることは多々あると思うのですが，なかなかそれが実行できないのが犯罪加害者なのかなと，今，現実を考えているところです。なかなか金銭的な部分は，だいたいだめなのではないかという印象はもっていますが，精神的な部分と言うことになると，なかなか本人から聞いても古傷には触れたくないようなところがあって実態がつかめない中で，だいたい被害者は，弁償は受けていないというのが現在の状況なのかなとみております。

被害弁済ができた場合の刑事的な量刑の軽減というか，そういうものは比重としては大変大きいのでしょうか。その辺をお尋ねしたい。

特に金銭的な財産的な犯罪の場合は，弁償は非常に大きな量刑要素になると思います。性犯罪についても示談，慰謝料を十分に支払って示談ができれば，そこは大きな量刑考慮要素になると思います。××委員からもお話がありましたように裁判の中では示談ができなくとも，出所したら弁償すると殆どの被告人が言っているのですが，信用しがたい場合もあるわけです。その実態は，被害者支援をされていて，弁償についてどうなのかを教えていただくと非常に参考になると思うのですが。

具体的な部分については守秘義務がありまして，御紹介できない部分があるのですが，私が受けている印象からいたしますと，物理的な対応より精神的な対応を求めているらしい被害者が結構多いと思います。もちろん法廷に付き添うこともあるのですが，それ以前の悩みや苦しみやそういうものを受け止めて聞いてさしあげると，その行為が非常に被害者にとって救われるということと，折りに触れて相談をしていらっしゃる方からお聞きいたします。もちろん，色々弁償等

必要なのだらうと思いますが、併せてソフト面の対応と言いますか、それをもっとやっていると色々な意味で被害者が救われる部分があるのではないかという気がいたします。具体的に金銭面での処理ということで、どういうケースがでてどうこうということについては、先程申し上げたとおりお話もできませんし、なかなか掴みにくい部分がありますが、支援センターとしては、それほど大きな比重を占めていない、かなり低い比率なんだろうというところしか御紹介できないのですが。

それに関連して、特に被害者と加害者の引受人の関係で距離ができていますね。地理的距離というのが。例えば、東京で犯罪を犯してそこに被害者が存在する、そうすると引受人はもう田舎に来てしまう、親元に来てしまうということになりますと面識も何もない中で、時間が経過する中で被害弁済ができないのが現状ではないかと思っております。特に我々田舎ですから、だいたい親元に帰ってくるというのが仮出獄も含めて多いです。そういう中で調整しても環境調整の中などでは、なかなか親もそれだけの資力がないとか面接もしたことがない人間のことにについては私できないというだけでことすんでしまうということが現状なんです。

茨城被害者支援センターというすばらしい機関があるのですが、今、財政的にも大変という話でした。多分、支援センターに相談する案件から裁判までいく事例としては、割合としてはずっと少ないと思うのですが、裁判になるならない前後に支援センターでは、被害者救済の色々な活動をしていると思うのですけれども、それについて財政的に、今のところ会費だけが主な中心になっているんでしょうか。このような機関が、どのようにやればもっと財政的に潤うのでしょうか。例えば、経済界の団体の中にカウンセリングセンターという茨城ではすごい機関だと思うのですが、このような機関もやはり潤うといいと思うのですけれども。

先程も日本財団に触れましたが、それを除くと県内の企業・個人の寄付で賄っているのが現状です。それと一部県からも補助金がありますが、この額とって

もたいしたことありません。ですから私は、一人でも多くの県民の方が金額は少なくても結構ですので、浄財を寄せていただくような仕組みを作ると良いのかな、それと市町村についても温度差がありまして、協力をいただいているところもあるのですが、なかなかお願いがあがっても対応してくださらないところがあるものですから、もっとその存在というものをきちんと県内隅々まで知れ渡らせて、その上で多くの方々に少しずつでもいいから支援をいただくということをやっていけば、大分違ってくるのかなと思っております。資金難ということですが、活動資金が増えているというのもその裏にあるんです。スタート当初は電話相談でしたから、電話の対応をしていけばすんだのですが、今は直接相談と言うことで、裁判に付き添ったり、水戸に事務所があるのですが、土浦支部とか下妻支部とか県内色々な裁判に付き添ったりということで出張するわけです。そのための交通費等も非常にかかるようになっておりますし、支援をしてくださる方々、もちろん手弁当で対応していただくのですが、実際の交通費とかそういうものは出しませんとだめなものですから、これから益々そのようなケースが増えてくると思いますので、財政難は、しばらく続くような状況と思います。本当に存在をもっとピーアールする、それが今、非常に大切なことだろうと思っております。

素朴な疑問かもしれないのですが、支援員という方々は、どのような方々がなっていていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。「茨城命の電話」という活躍をされている方々もいらっしゃるんですね。そういった方々のお話は、前に伺ったことがあるのですが、その方々は本当に報酬ゼロで24時間体制で交代で電話の相談を受けているというお話を伺ったものですから、この支援員という方々は、どのような方々になってどのようなことをされているのかお聞かせください。

「茨城命の電話」と同じような相談員の方々と同じだと思います。研修をしましてAランク、Bランク、CランクとCから受けてBに上がってAに上がってということで、きちんと研修を受けた方々が支援員として色々な付き添いをしたり、相談にのったりということです。大半というか、99%は女性の方です。年齢か

らいいまして中年以上の方々が殆どです。もちろん、全くの手弁当で活動していらっしゃるという意味では、命の電話の相談員と同じというように受け止めていただいているのではないかと考えております。

他にはいかがでしょうか。

被害者の方が法廷傍聴をされるというケースがあると思うのですが、最近、法廷をみていて、傍聴される割合が増えつつあるのかなという印象を持っているのですが、その辺の実情について、もしお分かりになれば、支援の活動について、そういったことがあればお伺いしたいというのが1点と、付き添いの支援をする中でどういった問題があるのか、特に法廷傍聴の付き添いについて特有の問題等があるのかどうか、それもお伺いしたいのですが。

大変申し訳ないのですが、私も踏み込んで支援員の活動を細かくお聞かせいただいているわけではないので分からないのですが、傍聴が増えていると××委員がおっしゃられたことは、非常に被害者にとってはいいことだと思うのです。やはり、実情、被害の実態、事件の実態そういうものを知りたいと思うのは、私は当然と思いますし、それによって少しでも悩みが解決される部分があるので、多分、支援センターとしても色々な精神的なプレッシャーが無い限り、なるべくそのような機会を設けて一緒に同行して、そういうチャンスを掴んでいただくような対応をしていると思います。それから先の中身についてはお答えできませんので恐縮です。

それについて弁護士の方は何か。

基本的に我々も法廷付き添いまではしておりませんので、実際どなたがやっているかは、被害者支援センターの方に任せっきりになりますので、ちょっと私も把握していないのですけれども。

××委員にお伺いしたいのですが、法廷で遺影を持って傍聴するところもありますし、その点、裁判所は、どの程度裁量的に認めるのかということと、2、3日前、多分高裁だったと思うのですが、遺骨を持って来るのはだめという新聞報

道があったのですけれども、その辺裁判所としてどの程度配慮できるのかという、個人的な御意見でも構いませんのでお伺いできればと思います。

遺影につきましては、個々の裁判体の判断になりますが、今、比較的受入れられているケースが多いのではないかと思います。例えば、等身大の遺影とかですね、大きなものを持ち込まれたら、やはり厳粛な審理の場というものとマッチングするかという問題もございますので、そこは合理的な大きさの遺影であれば傍聴席でそういったものを持ち込むのは、受け入れやすい現状ではないかと思えます。ただ、まさにここは裁判体の判断になります。

それから遺骨の問題は非常に悩ましい問題で、個人的な見解もなかなかここでは難しい、札幌高裁の措置については、うなずけないわけでもないという感想です。

今の点は検察庁はどうなのですか。

遺影はもちろんのこと、形見の品とか中には証拠の品を、還付されたものをお持ちになる方もいらっしゃるんです。遺影に関しては例は知らないのですが、遺骨あるいはそれに類したたぐいのものは、感情が高まって、被告人に向かって投げつける例も、実際には新聞等にでていない部分もありますが、数は少ないですけども、時々ございます。そういうことがありますので、こちらとしては遺影はともかくとして、物は持ち込まないようにお願いしてやっておりまして、そこら辺で遺骨の問題もあのような形になったのではないかと思います。遺族の方々だけではなくて、実は、被告人側の家族の方々というのも傍聴を希望されるんですね。そういうことになると、公判傍聴をどういった方を選んで、していただくかということも事前によく検討して裁判所をお願いしないとですね、紛争の場になったりもしまして、実際のところはかなり悩ましいところが多いです。そういった点も含めて検察庁としては裁判所と相談の上やっているのですけれども、時々あのようなものがでてしまうのではないかと思います。まあ今後の課題だと思えます。

今の遺骨の話については、御存知ない方もあるかと思うのですが、新聞報道によりますと、地裁段階では、お子さんの遺骨だったと思うのですが、そばに置いてあったので、一緒に傍聴させる気持ちで一審の法廷では持ち込まれて許されたのに、高裁の段階では、裁判体の方針で許可されなかったということで話題になったというような、それに対して異議を申し立てたということが、××新聞だったと思うのですが、報道されました。遺影の持込みに関しても、許可する裁判体と許可しない裁判体と色々あって、紆余曲折経た結果、今のところでは落ち着いているところだと思うのですが、関係各方面の気持ちを調整して、裁判所と検察官、弁護士とそれぞれが協議した上で常識的な線でまとめていくという形にならざるを得ないのではないかと考えているところです。

傍聴を希望する方をある程度事前に選定すると言うとおかしいですが、そのようなことをするのですか。持込みは、このようなものはだめとか、傍聴する以前にある程度決めるのですか。誰でも自由に傍聴できるわけですよね。例えば、こういうものを持って入ってはいけないとかいいとかということを経験官が事前にお部屋に入る前に決めるとか、こういう人は危険な要素があるから傍聴させないとかそのようなことを事前に行うのですか。

原則、傍聴は自由ですが、事件によっては、例えば、暴力団の抗争事件とかになりますと法廷で何があるか分かりませんので、そういった場合は、法廷警備と言いまして持ち物のチェックをする場合があります。これは結構、数があります。自由に傍聴できるのですが、傍聴席には限りがありますので、例えば、被害者の方に何席かを優先して割り当てる、あるいは被告人の家族に何席かを割り当てる、更に報道機関にも報道してもらう必要がある事件といいですか、自由な報道、公正な報道を確保するために記者用の席を用意して、それ以外の席については自由に傍聴していただくと。多数傍聴人の数が予想される場合には、傍聴券の交付といいですか、いわゆる抽選あるいは先着順という方式をセレクトする場合もございます。

法廷に持ち込んでいけない物については、もちろん刃物類等は持ち込んでいただいても困るのですけれども、撮影していけないことになっていますので、カメラ類も持ち込んでいただかないように、色々注意事項の中に書いてあります。

先程、××委員からお話のありました裁判員制度と被害者支援。この問題については、ある程度きちんとした認識を持って裁判員を選ぶ中で、指導をしていただく必要があるのではないかと思います。時代は、被害者に対するきちんとした対応を求めているわけですから、実際に裁判に加わる方々も、是非そういう認識を持って色々な対応に当たっていただきたい。そのためには、色々質問なされて選ばれるわけですが、その中で少し被害者支援についてのレクチャーみたいなものをしていただけると大変有意義ではないかと思しますので、可能であればお願いしたいと思います。

××委員の御意見が非常に貴重な御意見で、私も、今回このような形でテーマを出した意義は、達せられたと思っているのですが、ただ、裁判員の方だけでなく、我々としても、特に、法曹界での二次被害というのもまだまだ多々あると思いますので、研修制度も裁判官も含めてという形で私が質問したのは、裁判官も実際の裁判の段階で、例えば民事事件も含めてなのですからけれども、損害賠償、もうお金がないからとれないというレベルではなくて、私もこの前経験したのですが、交通事故の被害者、遺族の方で損害賠償をやったのですが、お金の問題ではなく気持ちの問題だと。もちろん最終的にはお金の問題になってしまうのですが、その過程で、裁判官はどこまでその心情を酌んでいただけるかということで、特に裁判官にお願いして、その両親を連れて裁判官に言いたいこと言ってくれということで、大分気持ちが楽になったという経緯もありますので、その辺ドライに、我々どうしてもドライに割り切ってしまう傾向がありますので、その意味で検察庁も含めての話なんですけれども、もっと犯罪被害者という観点にたって日々研修しなければいけないなと思っております。

手前どもで報道と読者委員会というものを作りまして、弁護士会長とか大学の

先生とか一般の方，委員3，4人選ばせていただいて，3ヶ月に1度位，色々な紙面に対する御意見をお聞かせいただいているのですが，その中でも報道の二次被害みたいな話題がよく出まして，やはり書きっぱなしではなくて，書くからには書かれる側の皆さんの立場とかその被害者の意識とかその辺もきちんと酌んだ上で記事は書くべきではないかという御指摘をいただきます。大変貴重な御指摘ですし，そのとおりですし，そういう紙面作りをしていかなければいけないということで，我々も被害を与えている立場だという認識をきちんとしていく必要があると思いますし，社員教育でもそのようなことをやっていっております。

今の事に関してですが，特に加害者の方が未成年である時に被害者の方ばかりが報道されてしまうということで，そのことについてよろしくお願ひしたいと思ひます。もう一つよろしいでしょうか。性犯罪の犯人の方の量刑についてお聞きしたいのですが，例えば，強姦であるとか強制わいせつであるということで犯人が捕まったとしますと，どの位で出て来るものなんでしょうか。というのは，性犯罪というのは大変リピーターが多いと聞いておりまして，出て来られると被害者に会いかねない，そうするとその間の教育制度ということについてもできればお聞かせいただきたいと思うのですが。

量刑の実情ということでしょうか。これは事件に応じてすごく幅があると思ひます。実刑の場合でしたらそれこそ2，3年の刑から一番重い連続強姦ともなれば最近は無期という判決もでておりますので，これは被害者の数とか対応とかにもよりますので一概には言えませんが。それだけ幅があるということです。

性犯罪者プログラム，矯正のですね，作って始めてはあります。ただし，年少者といっておりますけれども，少年とか若い年代については矯正力があるので結構うまくいっているのですが，ある程度年齢のいかれた方以降は，なかなか難しいところがありましてプログラムも作れない形です。今後の課題なんです。それ以外に矯正施設から出た後のフォローアップというのですか，ここが今一番問題になっておりまして，これがなかなか難しく整備化がうまくできていないと

ということです。諸外国では、マーキングみたいな色々なことをやっているのですが、日本ではそのラベリングとかマーキングということは出来ないだろうということでどういった代替措置が考えられるかを考えているのですが、やはり被害実態等、先程でたりピーターといいますか、繰り返す犯罪者の傾向とか分析してからやらないとなかなか難しくこの点についてはまだ見通しが立っていないのが現状です。

××委員からお話のあった被害者報道ですが、新聞協会が中心となりましてメディアスクラムという批判に対する対応をきちんとやっていこうということで、我々新聞会では自主規制をきちんといたしまして、無駄な、しかも過度にわたる取材は、自分達で控えましょうと、きちんとルールを決めて対応しております。ただ、残念ながら雑誌関係それとテレビ関係ですね、こちらの方がなかなかコントロールできないということでそこで御迷惑をおかけしている部分が大変あるのだらうと思いますので、マスコミ界全体でもう少し対応をきちんと考えて雑誌と新聞、新聞とテレビとかそういうところで意見交換をもっときちんとやって、お互いにルールを守って取材をしようということをやっていかなければいけないと思っております。

このあたりを始めるときりがなく、話題が広がってきた丁度いいところで申し訳ないのですが、今日のところはこのあたりにさせていただきます。

(別紙第2)

(事務局等)

前回の地裁委員会以降の裁判員制度の広報活動は、本日席上に配布しました「裁判員制度広報活動一覧表」記載のとおりです。

前回の地裁委員会で、6月19日、20日に水戸地方裁判所、水戸地方検察庁、茨城県弁護士会で、第3回の裁判員模擬裁判を実施したことは御報告いたしました。その後、その模擬裁判の様相を収録し、1時間にまとめたDVD「裁判員模擬裁判」を作成しました。これは、水戸地方裁判所が独自に作成したのですが、この1時間ものを、今日御覧いただけるといいのですが、地裁委員会で1時間を費やすのはもったいないので、今日は、その内容を紹介した予告編と本編の最後で裁判員が感想を述べたところがございますので、その部分を御覧いただきたいと思えます。

(DVDの予告編及び裁判員等の感想部分の上映)

(事務局等)

このDVDと共に本日席上に配布しております「裁判員模擬裁判DVDガイドブック」というものがあります。これも水戸地方裁判所独自で作成しました。これを御覧いただくと刑事裁判手続の流れが解説されているとともに、刑事裁判でよく使われる用語の解説が載せられています。

このDVDを多くの県民の方々にも知っていただくと考えまして、10月12日と19日の2日間にかけて、茨城県立図書館において上映会を実施しました。当日は、多数の県民の方々が熱心に視聴していただき、これでまた裁判員制度が県民に広まったと思っております。

なお、このDVDも、前回の地裁委員会で報告した「広報用DVD」、「講義DVD」と同様に、一般の方々にも裁判所では貸出をしております、ご好評をいただいております。

企業等への働きかけについては、後ほど説明させていただきます。その他、一覧表記載のとおり、裁判員制度を広く知っていただくために前回以降も引き続き、出張講義等を行っております。以上が、裁判員制度広報活動の報告でございます。

この模擬裁判のDVDを御覧になりたい委員の方は、お申し出いただければお貸しいたしますので、是非、御覧いただきたいと思います。2日間に渡りまして長時間だったのですけれども、テロップ等も入れて1時間で分かり易く作成しており、自信作ですので、是非、御覧いただきたいと思います。

他にも色々と一覧表に書いてあるように講義も行っておりますし、検察庁や弁護士会でも関係方面で講演会等行って広く広報しているところなんですけれども、これについて何か御意見とか御感想とかいかがでしょうか。

私、模擬裁判を傍聴できなかったのですが、出演者を何人か知っていますので、興味がありますので、後で是非、模擬裁判のDVDをお貸しいたきたい。裁判所として、この一覧表のとおり大変精力的に活躍されているのですが、やられた後の講演、DVD視聴後の一般の人の意見といえますか、そういうものはどのようにでているのか、お分かりになるだけでいいのですが教えていただきたい。

講演会や上映会等を行った後には、アンケートをお配りして、そこで色々御意見を書いていただいているところもありますので、そのあたりを報告します。

(事務局等)

出張講義に行った時の報告では、概ね評判は良かったというように理解しております。アンケートで返ってきているのをみるとそういう感じを得ております。

裁判員制度というものが始まることは聞いたことがあるけれども、その内容については、あまり分からなかったが、今日の説明を聞いてよく分かったと言っただけで意見が多かったですけれども、やはり、質問等でも不安感とか、後で脅かされないかとか、裁判手続は難しいのではないかというような質問がよく寄せられます。その時も丁寧に説明するようにしています。ずいぶん広がってきたと手応えは感じておりますけれども、××委員はいかがですか。

私は、出演する一方で反応を聞く立場ではないのですが、この前、「××」という大きなスーパーの本社へ行きまして、そこで、120店舗以上の店長と幹部の方が集まって30分だけ時間をいただいております。会場で直接反応は聞けなかったのですが、後で、お世話いただいた人事の方のお話を伺うと、やはりみんな関心を持っていると。こういう話をしたことによって、店長は各店に持ち帰って部下にこういう事を知っているかというように知識をひけらかすというか、そういうことをして徐々に広がっていくのではないかと、だから、こういった特に幹部の方にお話をするのは、「広める」という意味では、非常に効果が高いのではないかとということをおっしゃっていただいて、私も行った甲斐があったというように考えました。

実は私、総務課から広報ビデオの「評議」の方をお借りして、大学の学生に見せる機会が先週ありまして、茨城大学の1年生80人位、最初に裁判員制度を知っているかということで手を挙げさせたら3分の1位ですね、きちんとあげているかどうか分かりませんが、授業の一環として行ったんですが、関心があったようなんです。

もう1つ、私は、放送大学の授業を担当しているのですが、放送大学というのはテレビ・ラジオと別に、各学習センターというのがありまして、茨城の場合、茨城大学の中にありまして、もちろん独立しているのですが、その学生達が面接授業といいまして、土曜日曜にかけまして2日間で、いわゆる通信制の大学で言うスクーリングのようなものなのですが、そこで「現代社会と法」という漠然とした内容で講義を行ったのですが、こちらは平均年齢おそらく40歳位、リタイアした方も含めており、見ていただいたのですが、こちらの方は約30名だったのですが、直接すぐに始まれば自分になれるかもしれないという年齢層だったので、関心の度合いが強かったですね。特にその授業の前の段階で、刑事責任と民事責任の話をしまして、被告人といえますかその犯人といえますか、の内心のことが分かるのかという疑問が出まして、故意であるか過失であるかによって罪責

が違うという話をしていたら、そんなこと先生分かるのですかということですね、結局、人の心は客観的な証拠や何かで明らかに出来ないということで、評議の中でその問題が取り上げられていたと思いますが、評議を見ていただくとどのように判断するのかという過程がわかるので、是非見て欲しいということで視聴したのですが、納得していたかどうか最後の感想まで聞けなかったので分かりませんが、年齢層によって違うなど。学生の場合、免除があるかどうか、本人達は知らないのですけれども、1年生というとまだ18、19で選挙権がでたら必ず選ばれるんだよというように言っているのですが、なかなかまだそこまでいっていないような感じを受けました。

色々とお広めいただきましてありがとうございます。今、スーパーの××の話もでておりましたが、裁判所としては、広報活動の第2段階として裁判員制度が円滑に運用されるための環境整備ということについて準備を進めておりますので、それも併せて事務局の方から報告をいたします。

(事務局等)

それでは、環境整備についての御説明をさせていただきます。裁判員制度に関する環境整備の1つは、育児や介護中の方が裁判員候補者になった場合に参加しやすい環境を事前に整備しておくということでありまして、これにつきましては、県庁に御協力いただき、県の関係部署と裁判所の合同の連絡会議を開催する等して順調に進行しております。環境整備として最大の課題となるのは、経営者、企業の方々に裁判員制度についての理解を得るということです。仕事を持っている人が有権者の半分以上を占めておりますので、裁判員に選ばれる確率も50%以上ということになります。勤労者に裁判員として参加していただくことが、裁判員の構成を社会の構成に近いものとして公正な裁判を実現する上で大事なことです。そこで、企業に対し、従業員が裁判員に選ばれた場合には、快く送り出していただくことをお願いするとともに、出来れば就業規則に特別な休暇制度を折り込む等、格別な御配慮をお願いしております。一覧表にもありますが、既に××クラブや経営者協会の理事会

で御説明させていただいております。××委員や××委員には、お力添えをいただきありがとうございました。今後とも経営者の方々が多く集まる会議等に出かけていきたいと思っております。お手元に配布しました資料中の新聞記事にありますとおり地元の企業への裁判員制度に対する環境整備の働きかけを「プロジェクトI」と名付けました。この「プロジェクト（アイ）」の「I」は、英語の「I」で、私が参加しますの「私」と茨城県の頭文字の「I」です。企業に対し、幹部の方々に環境整備のお願いと従業員に対しては裁判官、幹部職員の講演をさせていただくよう積極的に働きかけてまいります。先程お話がありましたように、12月6日には、つくば市に本社のあるスーパー××の店長以上の幹部の集まる会議に××委員が講演に出向きまして、裁判員制度と環境整備について理解を深めていただいたところであります。また、来年早々には××委員の××新聞社に講演をさせていただく予定になっております。以上でございます。

この「プロジェクトI」というのは、茨城県下の全域に広く活動をしているような、地場産業といえますか、そのような企業に積極的にこちらから働きかけて、今言ったような、気持ちよく送り出させていただくという御理解を求めるとともに裁判員制度自体の広報を行っております。中堅どころの働き盛りの人達は、講演会や上映会を開いてもウィークデーに行っている関係でなかなか御参加いただけないとのことですので、このような機会にたくさんの働いている方達にお話を聞いていただけるといのは、広報の面でも大変効果的と捉えております。先日の××の講演会も、店長以上の幹部職員250人に集まっていたということですので、これから××では主任クラスの講演会を後3、4回企画していただいているようですし、このようなことを重ねていくとかなり広報的にも広がっていくのではないかとおおいに意欲を燃やしているところです。これについて何か御意見とか御質問とかありますでしょうか。

企業への理解、職場の理解で、出張講義だけでなくDVDの活用をもっと行ったらどうかと思うのですけれども。職場では結構、DVD等気軽に見られる環境

のところも多いと思うんですね。このDVDを単に貸すだけでなく、出来るかどうか分かりませんが、どんどんコピーをして見てくださいというようなことは出来ないのでしょうか。このDVDがもっと気軽に色々な職場にまわって行って、借りると返さないといけないので、もっとコピーして使ってくださいという形で普及させ、気軽に見られる人で見るといようなことは出来ないのでしょうか。

当庁で作成したDVDに関しては、著作権も当庁にあるので可能なのですけれども、結局、予算面の問題と手間の問題があるので、どこまで広げていくかということについては・・・。

それでは、借りたところでどんどんコピーしてくださいという形にして、また貸してコピーするという、コピーはできますよね。

それは可能だと思っています。コピーしてまで広げてくれるような企業があれば、是非御紹介いただきたいと思いますので、奮って御参加くださいという状態でございます。前回もお話したかと思いますが、広報用のDVDにつきましても、この裁判員のDVDにつきましても各市町村と県内の図書館にお配りして、そこでどんどん普及していただくようお願いしているところなのですが、活発にやっていたいいる市町村とそうでない市町村とがあるような状態でございますので、今のような御意見をいただきますと大変心強く思っております。沢山増刷をして、端から配ったらどうかというような話をしているのですが、コピーをするのにも時間がかかるらしく、希望の方にはコピーして差し上げているのですけれども、予算面と業者に頼むと費用がかかるという面とのせめぎ合いで、なんとかそのあたりはクリアしようと予算の確保等努めたいと思っております。直接、裁判官が講演に行かなくてもDVDに講演の様が入っていますので、非常に親しみやすく思っているという効果がありまして、私が講演に行く時でも裁判所の紹介、刑事事件担当裁判官のインタビューといったところだけでも取り上げて流すことにしているのですが、大変好評で作成してよかったと思っております。

昨年1年間、私もワーキングチームで広報関係をやってきましたんですけれども、その時には、とりあえず広報ということで総務課と協議してやってきたと思うんですけれども、今回、私も××で行ったということを経験してみても、随分流れが変わってきたのかなと。基本的には、先程事務局の方から報告があったように仕事している人が大多数に選ばれるのだらうと思いますので、もちろん、学校等継続的に行うのは当然として、企業関係の理解を得るのはそちらの方が早いのかなという気がしますので、どちらかというところを重点的に行っていただければなと思っております。今回、××というところだったんですけれども、私が思ったのは、銀行をどんどんターゲットにして行っていけば、企業関係とも繋がりがでてきますので、銀行関係かなり忙しいので、その人達に関心を持っていただければ、あえて裁判官が出張で講演に行くこともなく広がっていくのかなという気もしていますので、具体的にどうなるか分かりませんが、その辺も念頭においてワーキングチームで検討していただければなと思っています。

この一覧表をみて御活躍がよく理解できまして、すごいなと思ったのですが、この中の8月20日にナイトセミナーという図書館で実施したものが気になったのですが、参加人数は少なかったのですが、やはり働く人というのは日中は職場で拘束されてしまうので、こういった時間差も少し考えながら啓発していくともっと幅が広がるのかなと感じました。

銀行の話ができましたので、××銀行では、2ヶ月に1度位支店長会議を開いていらっしゃいますので、そういうところでお話をされるとそれぞれの支店長が自分の支店に戻って支店員を対象に広げてくださると思いますので、是非それはアプローチを、それで、××銀行だけでなく金融機関はかなりスタッフが多いですから効率的なピーアールが出来るのではないかと思いますのでお勧めをいたします。

何分にもスタッフの数が多くありませんし、開始までに2年半ございますので、大きなところですか半公共的なところにつきましては、中央の方でも全国レベ

ルで働きかけをしておりますので、そのあたりの様子をみまして、まずは、地場産業から広げていこうかということでございます。お呼びがあればどこでも馳せ参じますということで、××クラブ等で講演させていただく時には、講演会の申込用紙をお配りして、そこに記入してファクシミリ送信していただければ、すぐにこちらが馳せ参ずるという手続等もしております、今のところ呼び込み活動をかなり行っているところですので、とりあえずこのあたりから始めた次第です。徐々に広げさせていただきます。

裁判所ガイドツアーというのが何カ所か記載ございますよね。この構成メンバーというのは、どういう方々が対象になっているのでしょうか。

(事務局等)

ガイドツアーというのは、5月の憲法週間、それから10月の法の日週間、この時期にあわせまして裁判所内の見学のコースを作っております。新聞や市報、雑誌等に応募の話を出し、一般市民の方々が応募、参加されるという形になっております。ですから、特定の会社、学校等の人達でなく、一般から応募された県民の方々が参加するという形になっております。

分かりました。ありがとうございました。

この「プロジェクト」というのは、裁判所の職員で構成しておりますが、先程、××委員の方からお話がありましたように裁判所と検察庁と弁護士会が三者で、広報活動については協同して、ワーキングチームということで取り組んでいますので、その中で更に広げていただいて、特に弁護士会は、弁護士の先生方は顧問先を持っておられることとしますので、そのような所にDVDをおまわしただくなりそのような御協力についてもいずれお願いしようと思っているところです。

他に何か御質問、御意見、このようなことを行ったら効果的ではないかというようなお話を承らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。大学等にもお渡ししたら行っていただけるのでしょうか。

大学自体としては分かりませんが、私の同僚だけですと法学というのを大学の1年に入ってきた学生に、全員担当していますので、その授業の一環として行うことは可能ですね。それから、多分2年前でしたか、検事正に来ていただいて講演会をしたときは、200人入る教室が満員になり、大変質問も出たという経験があります。

他にはいかがでしょうか。

模擬裁判等の感想で必ず出てくるのが、最初不安だったということと量刑に困ったということです。不安だったということは、例えば、模擬裁判等始まってしまえば不安がある程度解消します。量刑については、何であっても困ってしまうということがあると思うのですが、量刑の判断については、このように考えればいいというような答えというか、ガイドラインのようなものを分かり易く説明していただけると違うのではないのでしょうか。

確かに量刑の評議をどのように行うかは、これからまた考えなければいけないところで、様々な工夫を検討しているところです。1つには刑罰の実態がどうなのか、例えば、刑務所でどのようなことが行われているのか、仮釈放という運用はどうなっているのか、その辺の刑務所での実態等も踏まえた説明もした方がいいのかなという感じはしています。それから、ピンポイントの量刑ではなくて、このような犯罪類型だとだいたい何年から何年という傾向があるんだということを示した上で、この事件では具体的にこのような要素を考えてもっと幅を狭めていく、そういう形での評議が比較的分かり易いのかなという、これからまた詰めていくことになりましたが、現段階ではそのようなことを検討中です。

次のテーマなのですが、これは御報告ですけれども、お手元にお配りした資料の中で裁判員裁判を実施するために必要な裁判員法廷棟の庁舎増築工事を来年度からいよいよ実施することになりましたので、本日図面を席上配布させていただきました。その概略について事務局長の方から説明させていただきます。

(事務局等)

全国の地方裁判所で裁判員法廷を中心とした施設の整備が必要になってくるわけですが、水戸の地方裁判所におきましては、庁舎を増築します。そのために必要な予算が認められていたところですが、この度、その増築庁舎の基本平面図が固まりました。お手元に配布してございます2枚のペーパーの1枚目、増築庁舎の位置ですけれども、庁舎本館の図面上向かって左側の裏手、現在駐車場になっていますが、そこの敷地に建設をする予定です。鉄骨造り地上3階建てで建築面積575平米、総延床面積が1,726平米の予定となっております。2枚目を御覧いただきたいと思いますが、各階の平面図となっております。この増築庁舎には刑事部2ヶ部それぞれに裁判員法廷と評議室兼待合室、更に事前の準備段階といたしまして裁判員候補者の待合室それから質問手続室といった関係の施設がそれぞれ予定されております。1階玄関を入りましてホールから待合室廊下を挟みまして向かいの方でそれぞれ具体的に裁判官から質問等の手続きを行いまして、このような流れの中で実際に必要な裁判員が選ばれるという形になります。選ばれた裁判員については、その後2階あるいは3階のそれぞれの評議室兼待合室、それから実際の裁判員法廷の方に移っていただくという流れになります。それから1階のところでもう一つ、図面の上の部分に身柄の場所、区域がございます。刑事の特に重罪事件等では、自宅にいたままの起訴というのはいまずありませんで、逃走防止、証拠隠滅防止、公判期日出頭確保のために勾留をされたままで起訴されてきており、従いまして公判期日にも勾留されている身柄のまま出頭してくるということで、裁判が始まるまでの間の待機場所になっております。ここに面接室という表示が2カ所ございますが、こちらは裁判所の構内において弁護人が被告人と接見等をして打合せ等をするスペースも設けられてございます。2、3階は裁判員法廷の広さが若干異なっておりますが、大の法廷と中の法廷とこのような形のレイアウトになっております。

今後のスケジュールですが、18会計年度内で来年の2月頃までに施工業者を決定しまして、3月に着工、19年度内の竣工を予定しております。入札関係が入りますので、若干、その状況によってはスケジュールが動いてくる可能性がございます。

すが、いずれにしても19年度内に完成という予定でございまして、21年5月までに開始ですので、その間20年度では、模擬裁判等も実際の裁判員法廷を使用し実施することもできるのではないかと考えております。増築の方は以上ですが、既存庁舎の中で本館の3階に302号法廷というのがございます。第1回の模擬裁判の際に委員の皆様方にも裁判員になっていただいて模擬裁判を実施しているかと思うのですが、模擬裁判に使用しているのが301号法廷ですが、廊下を挟んだ向かいに302号という合議法廷がございまして、こちらの方も裁判員裁判ができる法廷に改修するという予定になっております。

本日は、貴重な御意見を沢山いただきましてありがとうございました。今日の話は裁判所としても参考にさせていただきたいと思っております。次回の地裁委員会につきましては、来年5月頃を予定したいと思っておりますが、まだ日程が大分先になりますので、日程については事務局の方で調整させていただきたいと思っております。次回のテーマにつきましては、××委員の方から出されています「法教育」を取り上げたいと考えていますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今年は3、7そして12月と3回地裁委員会を開催することができました。その度、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。次回のテーマは「法教育」ということで次回までは決まっておりますが、その次は未定ですので次回までにテーマを是非1人1つ位御用意いただきたいとお願いしたいと思います。今年もあと僅かになりましてちょっと早いのですが、皆様良きお年をお迎えになることを祈念いたしまして、また来年も地方裁判所の運営に関しまして努力していきたいと思っております。

以上をもちまして第9回の地裁委員会を閉会したいと思います。本日は長時間に渡り活発な意見交換をしていただき誠にありがとうございました。